

令和5年度 長崎地方最低賃金審議会

第2回長崎県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和5年8月4日（金） 午前8時55分～午前10時06分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正について
（2）その他
- 5 審議要旨

【労働者側委員の意見】

- 中央最低賃金審議会の目安ではCランク 39円と示された。労側からすると十分とは考えていないが、3要素なども考慮し審議された結果であることから尊重されるべき目安であると考えている。
- 本年の賃金状況は、連合の第7回集計結果、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果、継続労働者に限定した第4表③を踏まえることが重要。
- 生計費では、消費者物価指数は依然高く推移しており、電気・ガスの負担軽減策がなくなる10月以降は再び消費者物価は上昇すると推測される。
- 物価上昇を緊急的に修正した「2022 簡易改定リビングウェイジ」が最新のものであり、1,030円が長崎県における生計費ということになる。
- 最低賃金の引き上げと倒産は関連性が無いと考えるべきであり、長崎県においては、今年度の倒産は全国的にも低位であり、むしろ販売不振や事業継承ができないことによる廃業が多い。
- リビングウェイジ長崎県の1,030円を早期に達成するため、現行の最低賃金との差額177円を2年で達成するためには89円を提示したいところである。
- しかし、目安も大切にしながら、中小企業における価格転嫁が道半ばということも考慮し、労側としては現実的な引上げ額として53円を提示する。

【使用者側委員の意見】

- 中央最低賃金審議会でのCランク 39円という数字は全く納得できない。政府方針の1,000円達成に配慮し、数字を合わせるために無理やり消費者物価指数を全面的に引用し、全国加重平均1,002円としている。
- 消費者物価のみならず企業側にも、原材料、燃料費、光熱費、輸送費など価格高騰の影響は出ており、企業物価指数においては、2020年を100%とすると現在は120%を超えている状況がある。
- 最低賃金を決める上では、企業物価を考慮に入れるのは当然であり、賃金を支払う原資がなければ企業は倒産することになるので、企業の支払い能力はしっかりと見るべきである。
- 最低賃金法第9条の3要素に基づき、それが的確に反映されている「賃金改定状況調査結果」による第4表を重視した審議を行うべきである。
- 影響率について、目安どおり39円引上げた場合の影響率は21.1%であり、中小零細企業に与えるインパクトは大きい。
- 企業物価が上がると価格転嫁と言われるが価格転嫁の状況は40%まで達していない。
- 春の賃上げと最低賃金の考え方は全く違うものであり、最低賃金は強制的

な法律であり違反すれば罰則もあることに留意する必要がある。

- 使用者側の提示金額としては、「賃金改定状況調査結果」による第4表③のCランク 2.7%であることから現在の長崎県の最低賃金に 2.7%を乗じた 23 円を提示する。

②続いて、個別協議、公労、公使会議を各 1 回実施。

③最後に全体協議を実施。

- 本日は労使双方から考え、主張等を聞いた。労側 53 円、使側 23 円の主張であり、本日、これ以上の歩み寄り難しいので労使それぞれの立場で再度検討をお願いし、継続審議とされた。

(2) 今後の審議日程について

- ・ 第3回専門部会 8月10日(金) 9:00～
- ・ 第3回本審(答申) 8月10日(金) 11:30～